

令和5年度 第5回仁淀川町農業委員会定例総会会議録

1. 令和5年度第5回仁淀川町農業委員会定例総会を令和6年1月29日仁淀川町コミュニティセンターに召集する。

農業委員定数 14名 現委員 14名

農地利用最適化委員 7名 現委員 7名

2. 出席委員 13名

欠席委員 1名

農地利用最適化推進委員 7名

(事務局) 5名

3. 議案

議案第11号…農地法第3条の規定による許可申請の審議について

議案第12号…農地法第5条の規定による許可申請の審議について

議案第13号…非農地証明願の審議について

その他

開会 午後4時00分

事務局(●●) 令和5年度第5回農業委員会定例総会の開会宣言

本日の農業委員会の出席数は20名、内農業委員は13名で過半数に達しており会は成立
会長挨拶

本日の署名委員(3番 ●● ●●委員 4番 ●● ●●委員)を指名し、議案の審議に入る。

議案第11号

(農地法第3条の規定による許可申請の審議について)

○受付第26号(所有権移転)

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、愛媛県松●● ●●番地●●

●● ●●さん、●●歳、無職

譲受人は、高岡郡●● ●●番地●●

●● ●●さん、●●歳、公務員

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 685 m²

●●字●● ●●番● 面積 119 m²

合計面積 804 m²、地目は台帳・現況とも畑になっています。

譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当委員 ●● ●●委員〕

1月12日に事務局と現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認しました。
2. 権利を取得する●● ●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●● ●●さんは、父親と合わせて年間150日以上農作業に従事することを確認しました。
4. 権利を取得する●● ●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認しました。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第27号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、愛媛県●● ●●番地

●● ●●さん、●●歳、無職

譲受人は、高岡郡●● ●●番地●●

●● ●●さん、●●歳、公務員

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 214 m²

●●字●● ●●番 面積 255 m²

●●字●● ●●番● 面積 149 m²

●●字●● ●●番● 面積 217 m²

合計面積 835 m²、地目は台帳・現況とも畑になっています。

譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当委員 ●● ●●委員〕

1月12日事務局と現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認しました。
2. 権利を取得する●● ●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。

3. 権利を取得する●● ●●さんは、父親と合わせて年間 150 日以上農作業に従事することを確認しました。

4. 権利を取得する●● ●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認しました。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 28 号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●●番地●●

●● ●●さん、●●歳、町議会議員

譲受人は、高岡郡佐川町●● ●●番地●●

●● ●●さん、●●歳、会社員

土地の所在は、●●字●● ●●番●●

面積 194 m²

●●字●● ●●番●●

面積 15 m²

地目は台帳・現況とも畑になっています。

合計面積は 209 m²、譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当委員 ●● ●●委員〕

1 月 5 日事務局と現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認しました。

2. 権利を取得する●● ●●さんは取得後 3 年間以上耕作をすることを確認しました。

3. 権利を取得する●● ●●さんは、年間 150 日以上農作業に従事することを確認しました。

4. 権利を取得する●● ●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認しました。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 29 号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●● ●●番地●●

●● ●●さん、●●歳、主婦

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地●●

●● ●●さん、●●歳、会社員

土地の所在は、●●字●● ●●番

面積 220 m²

●●字●●	●●番	面積 26 m ²
●●字●●	●●番	面積 182 m ²
●●字●●	●●番	面積 13 m ²
●●字●●	●●番	面積 73 m ²

地目は台帳・現況とも畑になっています。

合計面積は 514 m²、譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当委員 ●● ●●委員〕

1 月 5 日事務局と現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認しました。
2. 権利を取得する●● ●●さんは取得後 3 年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●● ●●さんは、年間 150 日以上農作業に従事することを確認しました。
4. 権利を取得する●● ●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認しました。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 3 0 号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●● ●●番地

●● ●●さん、●●歳、無職

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地

●● ●●さん、●●歳、会社員兼農業

土地の所在は、●●字●●	●●番●	面積 568 m ²
●●字●●	●●番	面積 312 m ²
●●字●●	●●番	面積 294 m ²
●●字●●	●●番	面積 122 m ²
●●字●●	●●番	面積 45 m ²
●●字●●	●●番●	面積 123 m ²
●●字●●	●●番●	面積 68 m ²
●●字●●	●●番●●	面積 178 m ²
●●字●●	●●番●	面積 17 m ²

地目は台帳・現況とも畑になっています。

合計面積は 1,727 m²、譲渡理由は贈与となっています。

〔地区担当委員 ●● ●●委員〕

1月15日事務局と現地確認を行いました。譲渡人と譲受人は親子関係にあります。

1. 現地は、休耕状態ですが譲渡人の●●さんに今後耕作していくことを確認しました。
2. 権利を取得する●● ●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●● ●●さんは、譲渡人●●さんと合わせて年間150日以上農作業に従事することを確認しました。
4. 権利を取得する●● ●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認しました。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第31号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、高岡郡●● ●●番地●

●● ●●さん、●●歳、無職

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地

●● ●●さん、●●歳、会社役員兼農業

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 58 m²

●●字●● ●●番 面積 201 m²

●●字●● ●●番● 面積 58 m²

●●字●● ●●番 面積 456 m²

●●字●● ●●番 面積 634 m²

地目は台帳・現況とも畑になっています。

合計面積は1,407 m²、譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当委員 ●● ●●委員〕

1月16日に事務局と現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認しました。
2. 権利を取得する●● ●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●● ●●さんは、年間150日以上農作業に従事することを確認しました。
4. 権利を取得する●● ●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認しました。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第32号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、奈良県●● ●●番地●●

●● ●●さん、●●歳、パート

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地

●● ●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 140 m²

●●字●● ●●番● 面積 231 m²

●●字●● ●●番● 面積 232 m²

●●字●● ●●番 面積 13 m²

●●字●● ●●番● 面積 263 m²

●●字●● ●●番● 面積 181 m²

●●字●● ●●番 面積 105 m²

●●字●● ●●番● 面積 81 m²

●●字●● ●●番● 面積 141 m²

地目は台帳・現況とも畑になっています。

合計面積は 1,387 m²、譲渡理由は贈与となっています。

〔地区担当委員 ●● ●●委員〕

1月11日事務局と譲受人の●●さんと現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認いたしました。
2. 権利を取得する●● ●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●● ●●さんは、年間150日以上農作業に従事することを確認しました。
4. 権利を取得する●● ●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認しました。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

議案第12号

（農地法第5条の規定による許可申請の審議について）

○受付第1号（農地転用）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●● ●●番地の●● ●●さん

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地の●● ●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番

面積 828 m²のうち 59.7 m²、地目は台帳は畑、現況は休耕しております。

転用理由は墓地となっております。

〔地区担当委員 ●● ●●委員〕

現地確認を1月15日に事務局と実施しました。

まず事業実施の確実性については

1. 譲受人の●● ●●さんは、資力及び信用があることを確認しました。
2. 転用行為の妨げとなる権利を有する者については、該当がありません。
3. 行政庁の許認可等の処分については、該当がありません。
4. 許可後遅滞なく墓地の設置が実施されることを確認しました。
5. 転用許可申請に係る農地と一体として事業目的に供する他に必要な土地を利用できる見込みについては、該当がありません。

次に被害防除について

1. 土砂の流出又は崩壊その他の災害については、現状のまま利用となっており問題ないと思われれます。
2. 農業用排水施設の機能は影響がないと確認しました。
3. 周辺農地の営農条件への支障については、同意を得ており、問題がないことを確認しました。

以上の確認の結果、転用は問題ないと判断いたします。

議案第13号

（非農地証明願の審議について）

○受付第5号

〔事務局 ●●説明〕

申請人は、愛媛県●● ●●番地●●の●● ●●さん

土地の所在は●●字●● ●●番● 面積 169 m²

●●字●● ●●番● 面積 253 m²

合計面積 422 m²、地目は、台帳は畑、現況は山林となっています。

転用された時期は、年月日不詳です。

転用した理由及び現在の状況は、山林となって 50 年余り経っています。

〔地区担当委員 ●● ●●委員〕

現地確認を1月12日に事務局と実施しました。現在、山林の状況で、植林後 50 年から 60 年近くたっているのではないかとと思われる杉の木もあり、農地への復旧がとても困難と確認しました。

この件については、全員賛成により非農地と承認する。

○受付第6号

〔事務局 ●●説明〕

申請人は、愛媛県●● ●●番地●●の●● ●●さん(持分 331 分の 230)

愛媛県●● ●●番地●● ●●さん(持分 331 分の 101)

土地の所在は●●字●● ●●番● 面積 331 m²

地目は、台帳は畑、現状は山林となっています。転用された時期は、年月日不詳です。

転用した理由及び現在の状況は、山林となって 50 年余り経っています。

〔地区担当委員 ●● ●●委員〕

現地確認を 1 月 1 2 日に事務局と実施しました。現在、山林の状況で、植林後 50 年から 60 年近くたっているのではないかと思われる杉の木もあり、農地への復旧がとても困難と確認しました。

この件については、全員賛成により非農地と承認する。

その他

- ・ゆず視察研修について
- ・地域計画について

閉会 午後 5 時 0 0 分

上記の会議の次第は、事務局職員●● ●●が記録したもので、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

署名委員

署名委員